

京都市上下水道局告示第62号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名簿

指定番号131号

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町6-12

早田工業所

早田 富男

2 廃止年月日

令和3年3月31日

(上下水道局水道部水道管路課)